

高齢者世帯等への住宅用火災警報器 新規または交換の設置助成をします！

住宅用火災警報器の設置について、費用の一部を助成します。予定数になり次第締め切りますので、この機会にご利用ください。

●対象

市内に住所を有し、現に居住する住民税非課税世帯で、以下のいずれかに該当

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯
- ・ひとり暮らし障がい者または障がい者のみ世帯
- ・65歳以上の高齢者と障がい者のみの世帯

※障がい者の範囲：各種の手帳所持者

●助成基準

- ☑ 設置場所は原則として寝室とする。（寝室が2階以上の場合は階段へも設置）その他台所など設置が望ましい場所への設置も助成対象とする。
- ☑ 設置義務のある寝室や階段には煙式のものとする。
- ☑ 新規、交換ともに助成対象とする。
- ☑ 日本消防検定協会等の検査に合格した製品を証明する表示が付されているものを推奨する。

●自己負担と助成

警報器本体、設置費用の2分の1に相当する額 助成上限1個につき3,000円まで

（1世帯につき最大3個まで）

●申請期間

令和2年4月15日(水)から受付開始

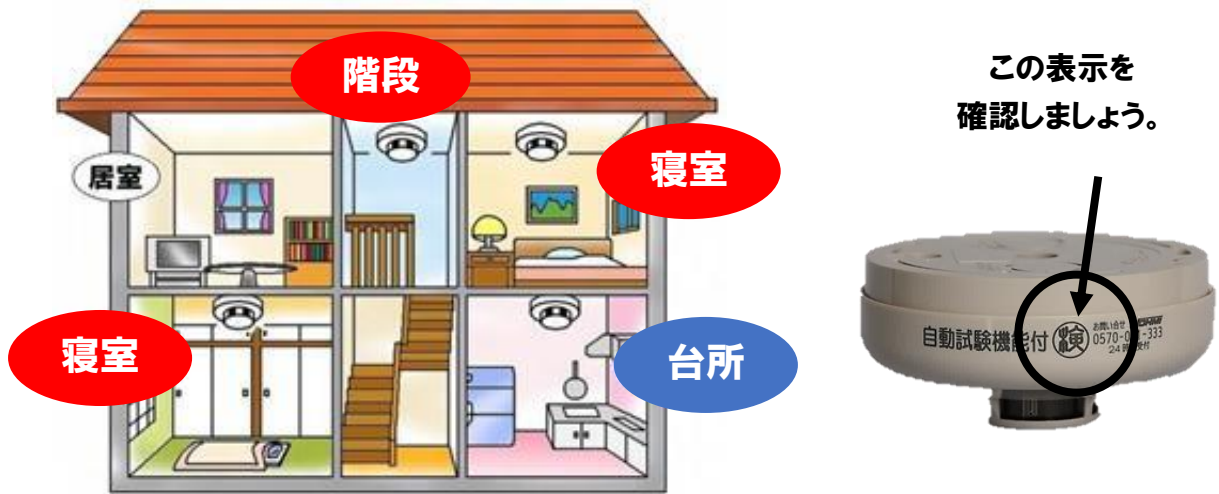
*購入、設置は4月1日(水)以降のものから対象とします。

●申請方法

- 1 左記助成基準を確認し、業者に設置を依頼し、支払いをしてください。
* 設置業者の指定なし
* 個人での設置も可
- 2 明細がわかる領収書を、申請書兼請求書の様式に添えて、最寄りの担当課にご提出願います。（朱肉での押印と振込希望の通帳の写しも必要です。）

裏面もご確認ください

消防法で住宅用火災警報器の設置は、
全ての住宅に義務付けられています。
**既に設置の場合でも、10年を目安に
 機器交換が必要です。**

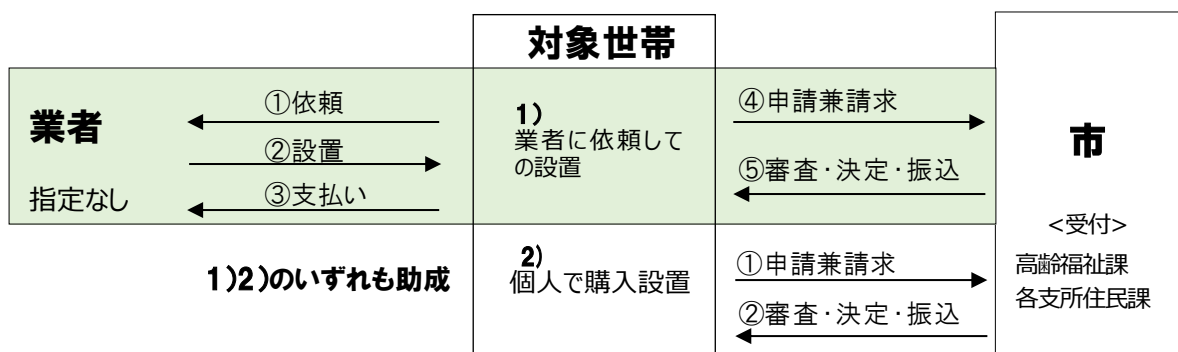


取り付けが義務付けられている所 ⇒ 煙式

取り付けが望ましい所 ⇒ 熱式

《住宅用火災警報器設置助成の手順》

- ① 対象世帯に該当する希望者は、1)設置を業者に依頼 または 2)個人で購入設置のいずれかで設置をしてください。
- ② 依頼を受けた業者または個人は、消防法で義務化されている場所を原則に、適切な場所に取り付けます。業者指定はございません。
- ③ 業者による設置の場合は業者に費用を支払い、明細がわかる領収書を受け取ります。
- ④ 業者または個人の設置費用の領収書を添え、申請書兼請求書を市に提出します。
 * 様式は担当課窓口または市のホームページからダウンロード可
- ⑤ 市は審査のうえ決定(却下)を通知し、市負担分を口座に振り込みます。



問い合わせ・申請先
 喜多方市高齢福祉課いきがい支援係 24-5230
 熱塩加納総合支所住民課 36-2113 塩川総合支所住民課 27-2153
 山都総合支所住民課 38-3821 高郷総合支所住民課 0241-44-2113